

「十六ＴＴ証券の証券総合取引約款・規定集」の新旧対照表

１．２０２５年９月１日付の約款の改定（下線部分改定）

■日興MRF（マネー・リザーブ・ファンド）自動けいぞく投資約款

新	旧
第１条（約款の趣旨） この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と、十六ＴＴ証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の発行する日興MRF（マネー・リザーブ・ファンド）受益権（以下「日興MRF」といいます。）の自動けいぞく投資に関する取り決めです。当社は、この約款に従って日興MRFの自動けいぞく投資契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。	第１条（約款の趣旨） この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と、十六ＴＴ証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、日興アセットマネジメント株式会社の発行する日興MRF（マネー・リザーブ・ファンド）受益権（以下「日興MRF」といいます。）の自動けいぞく投資に関する取り決めです。当社は、この約款に従って日興MRFの自動けいぞく投資契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

２．２０２５年１０月１日付の約款等の改定（下線部分改定）

■十六ＴＴ証券の証券総合取引約款

新	旧
第４条の２（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）所得税法、租税特別措置法その他の関係法令の定めに従って、口座を開設されるとき、共通番号（番号法第２条第５項に規定する個人番号または同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 第10条（ご注文時の確認等） １．～２．（ 現行どおり ） 第13条（売買等の取引の報告） １．当社は、お客様からご注文いただいた証券総合取引が成立したときは、金商法第37条の４の規定にしたがい、<u>契約締結時等交付書面等</u>を作成し、遅滞なくお客様に交付いたします。 ２．当社は、金商法第37条の４第１項但し書の規定にもとづき、累積投資契約による買付の<u>契約締結時等交付書面等</u>、その他法令等により認められている書面は省略することがあります。 第14条（取引および残高の報告） １．当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令第98条第１項第３号口の規定にもとづき、四半期に１回以上、当該期間における有価証券の売買等のお取引の内容とお取引いただいた後の残高を記載した取引残高報告書をお客様に交付いたします。また、お取引がない場合には、１年に１回以上、取引残高報告書をお客様に交付いたします。 ２．信用取引、先物取引およびオプション取引の未決済建玉があるお客様には、毎月、取引残高報告書をお客様に交付いたします。 ３．第13条の契約締結時等交付書面等ならびに本条第１項および第２項の取引残高報告書を受領された場合は、すみやかにその内容をご確認ください。その報告内容にご不審の点があるときには、当社の取扱店の部店長または<u>内部管理責任者</u>に	第４条の２（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）所得税法、租税特別措置法その他の関係法令の定めに従って、口座を開設されるとき、共通番号（番号法第２条第５項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 第10条（取引時確認等） １．～２．（ 省 略 ） 第13条（売買等の取引の報告） １．当社は、お客様からご注文いただいた証券総合取引が成立したときは、金商法第37条の４の規定にしたがい、<u>契約締結時交付書面等</u>を作成し、遅滞なくお客様に<u>郵送等の方法により</u>交付いたします。 ２．当社は、金商法第37条の４第１項但し書の規定にもとづき、累積投資契約による買付の<u>契約締結時交付書面等</u>、その他法令等により認められている書面は省略することがあります。 第14条（取引および残高の報告） １．当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令第98条第１項第３号口の規定にもとづき、四半期に１回以上、当該期間における有価証券の売買等のお取引内容とお取引いただいた後の残高を記載した取引残高報告書をお客様に<u>郵送等の方法により</u>交付いたします。また、お取引がない場合には、１年に１回以上、取引残高報告書をお客様に<u>郵送等の方法により</u>交付いたします。 ２．信用取引、<u>デリバティブ取引</u>の未決済建玉があるお客様には、毎月、取引残高報告書をお客様に<u>郵送等の方法により</u>交付いたします。 ３．第13条の<u>契約締結時交付書面等</u>ならびに本条第１項および第２項の取引残高報告書を受領された場合は、すみやかにその内容をご確認ください。その報告内容にご不審の点があるときには、当社の取扱店の部店長または<u>総務課長</u>に直接ご連絡

新	旧
直接ご連絡ください。当社所定の期間内にお客様からご連絡のない場合には、当社は、お客様がその内容について、ご確認のうえご承諾いただいたものとして取扱うことができるものいたします。 4. 当社は、第13条の契約締結時等交付書面等ならびに本条第1項および第2項の取引残高報告書、ならびに当社がお客様にこの約款または法令等にもとづき交付した書面・通知等について、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものいたします。 5. 当社が交付した契約締結時等交付書面等または取引残高報告書等が、転居先不明、お届出の住所不一致等の理由により未到着、返戻された場合には、お取引を中止または停止させていただくことがあります。 6. (現行どおり)	絡ください。当社所定の期間内にお客様からご連絡のない場合には、当社は、お客様がその内容について、ご確認のうえご承諾いただいたものとして取扱うことができるものいたします。 4. 当社は、第13条の契約締結時交付書面等ならびに本条第1項および第2項の取引残高報告書、ならびに当社がお客様にこの約款または法令等にもとづき郵送等の方法により交付した書面・通知等について、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものいたします。 5. 当社が郵送等により交付した契約締結時交付書面等または取引残高報告書等が、転居先不明、お届出の住所不一致等の理由により未到着、返戻された場合には、お取引を中止または停止させていただくことがあります。 6. (省 略)
第22条（お客様への報告・連絡事項） 1. 当社は、保護預り有価証券について、次の事項をお知らせします。 (1) 名義書換または提供を要する場合にはその期日 (2) 混合保管中の債券について、第19条の規定にもとづき決定された償還額 (3) 最終償還期限 (4) <u>残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告</u> 2. <u>残高照合のためのご報告は、1年に1回（信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には2回）以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社取扱部店の部店長に直接ご連絡ください。</u> 3. <u>当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</u> 4. 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。）については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 (1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面 (2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書	第22条（お客様への報告・連絡事項） 1. 当社は、保護預り有価証券について、次の事項をお知らせします。 (1) 名義書換等の諸手続きを要する場合にはその期日 (2) 混合保管中の債券について、第19条の規定にもとづき決定された償還額 (3) 最終償還期限 (4) 取引残高報告書による報告 2. <u>第1項第(4)号のご報告は、法令等の定めるところにより四半期に1回以上（信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には毎月）、期間内のお取引内容、お取引後の残高を記載した残高照合のための報告内容を含め取引残高報告書をもって行います。お取引のない場合には、1年に1回以上、取引残高報告書を交付します。その内容にご不審の点があるときには、すみやかに当社扱い店の部店長あてに直接ご連絡ください。当社所定の期間内にお客様からご連絡のない場合には、当社は、お客様がその内容について、ご確認のうえご承諾いただいたものとして取扱うことができるものいたします。</u> (新 設) (新 設)

■株式等振替決済口座管理約款

新	旧
第3条の2（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 第27条（お客様への連絡事項） 1. ～4. （ 現行どおり ） 5. 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（<u>電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。</u>）については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 (1) 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締結時等交付書面</u> (2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書	第3条の2（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 第27条（お客様への連絡事項） 1. ～4. （ 省 略 ） 5. 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 (1) 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締結時交付書面</u> (2) （ 同 左 ）

■振替決済口座管理約款

■一般債振替決済口座管理約款

■投資信託受益権振替決済口座管理約款

新	旧
第3条の2（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 第11条（お客様への連絡事項） 1. ～4. （ 現行どおり ） 5. 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（<u>電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。</u>）については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 (1) 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締結時等交付書面</u> (2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書	第3条の2（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 第11条（お客様への連絡事項） 1. ～4. （ 省 略 ） 5. 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 (1) 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締結時交付書面</u> (2) （ 同 左 ）

新	旧
第2条（非課税口座開設届出書等の提出等） 1. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは勘定廃止通知書記載事項もしくは非課税口座廃止通知書記載事項（以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。）の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」または電磁的方法による廃止通知書等記載事項、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものまたは電磁的方法による廃止通知書等記載事項）を提出または提供するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の15の3第20項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第33項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」または電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出または提供する場合については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出または提供してください。また、「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出される場合または非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供がされる場合において、当該廃止通知書の交付または当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書または非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。 2. 非課税口座を開設したことがある場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが添付されている場合、廃止通知書等記載事項を記載して「非課税口座開設届出書」を提出する場合または「非課税口座開設届出書」の提出と併せて行われる電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供をする場合を除き、当社および他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。	第2条（非課税口座開設届出書等の提出等） 1. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の15の3第19項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。 2. 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社および他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。

新	旧
3. (現行どおり) 4. 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付または電磁的方法により非課税口座廃止通知書記載事項を提供します。 ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき 5. (現行どおり) 6. 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付または電磁的方法により勘定廃止通知書記載事項を提供します。	3. (省 略) 4. 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき 5. (省 略) 6. 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。
第3条の3（特定累積投資勘定の設定） 1. (現行どおり) 2. 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「<u>勘定廃止通知書</u>」および「<u>非課税口座廃止通知書</u>」に該当しないものが提出された場合、<u>廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合または電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は</u>、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。	第3条の3（特定累積投資勘定の設定） 1. (省 略) 2. 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。
第5条の4（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 1. 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるもの）に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等および同条第2項に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等、当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等または租税特別措置法施行令第25条の13第30項に規定する上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株	第5条の4（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 1. 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるもの）に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等および第2項に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代

新	旧
式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。） イ 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,200万円を超える場合 ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合 ② 租税特別措置法施行令第25条の13第32項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等 2. 特定非課税管理勘定には、<u>前項①に掲げる上場株式等で次の各号に定めるもの</u>を受け入れることができません。 ①～③ （ 現行どおり ）	価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。） イ 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,200万円を超える場合 ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合 ② 租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等 2. 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める<u>上場株式等</u>を受け入れることができません。 ①～③ （ 省 略 ）
第7条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） 1. ～3. （ 現行どおり ） 4. 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第32項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。	第7条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） 1. ～3. （ 省 略 ） 4. 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
第11条（非課税口座の開設について） 1. （ 現行どおり ） 2. 2028年10月1日以後、当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「<u>勘定廃止通知書</u>」および「<u>非課税口座廃止通知書</u>」に該当しないものの提出を受けた場合もしくは電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供がされた場合または廃止通知書等記載事項の記載がされた「<u>非課税口座開設届出書</u>」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。	第11条（非課税口座の開設について） 1. （ 省 略 ） 2. 2028年1月1日以後、当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。

新	旧
第1条（約款の趣旨） 1. （ 現行どおり ） 2. 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」といいます。）、外国証券の売買注文を取り次ぐ方法により我が国以外で執行する取引（以下「外国取引」といいます。）および外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」といいます。）ならびに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」といいます。）である場合には、当該外国証券の口座に記載または記録される数量の管理を含みます。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任において外国証券の取引を行うものとします。なお、上記の国内委託取引、外国取引および国内店頭取引については、信用取引にかかる売買および信用取引により貸付けを受けた買付代金または売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。 第7条（配当等の処理） 1. ～7. （ 現行どおり ） 8. 配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社および当社はその支払義務を免れるものとします。 第8条（新株予約権等その他の権利の処理） 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割り当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。 (1)～(4) （ 現行どおり ） (5) 第(1)号a、第(2)号および第(3)号により売却処分した代金については、前条第1項第(2)号aならびに同条第2項から第5項までおよび第7項の規定に準じて処理するものとし、<u>同条第8項の規定はその支払いについて準用</u>します。 (6) （ 現行どおり ） 第13条（注文の執行および処理） 申込者の当社に対する売買注文ならびに募集および売出しまたは私売出しに係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。 (1)～(4) （ 現行どおり ） (5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく<u>申込者あてに契約締結時等交付書面等</u>を送付します。 第23条（取引残高報告書の交付） 1. 申込者は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、申込者が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。 2. 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して<u>契約締結時等交付書面</u>を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。 3. （ 現行どおり ）	第1条（約款の趣旨） 1. （ 省 略 ） 2. 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」といいます。）、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場（店頭市場を含みます。以下同じ。）に取り次ぐ取引（以下「外国取引」といいます。）および外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」といいます。）ならびに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」といいます。）である場合には、当該外国証券の口座に記載または記録される数量の管理を含みます。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任において外国証券の取引を行うものとします。なお、上記の国内委託取引、外国取引および国内店頭取引については、信用取引にかかる売買および信用取引により貸付けを受けた買付代金または売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。 第7条（配当等の処理） 1. ～7. （ 省 略 ） （ 新 設 ） 第8条（新株予約権等その他の権利の処理） 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割り当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。 (1)～(4) （ 省 略 ） (5) 第(1)号a、第(2)号および第(3)号により売却処分した代金については、前条第1項第(2)号aならびに同条第2項から第5項までおよび第7項の規定に準じて処理します。 (6) （ 省 略 ） 第13条（注文の執行および処理） （ 同 左 ） (1)～(4) （ 省 略 ） (5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく<u>契約締結時交付書面等</u>を送付します。 第23条（取引残高報告書の交付） 1. （ 同 左 ） 2. 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して<u>契約締結時交付書面</u>を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。 3. （ 省 略 ）

新	旧
第24条（共通番号の届出） 申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出するものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。 附則（2025年10月1日） 1. 第7条第8項および第8条第(5)号の改正は、2030年10月1日より施行します。 2. 改正後の第7条第8項（第8条第(5)号において準用する場合を含みます。）の規定は、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等（同号において準用する場合にあつては、同条第(1)号a、第(2)号および第(3)号により売却処分した代金）についても適用します。	第24条（共通番号の届出） 申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出するものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。 （ 新 設 ）

■公社債の売買取引について

新	旧
1. ～ 5. （ 現行どおり ） 6. 契約締結時等交付書面の確認を忘れずに 公社債の売買取引が成立すると、当社から<u>契約締結時等交付書面が交付されます</u>。ここには取引された公社債の銘柄名（回号）、額面金額、手数料額、受渡し代金などが記載されています。注文の執行に間違いがないか、よくご確認されるとともに、後日、取引の証拠書類となりますので保管しておくことをお勧めします。	1. ～ 5. （ 省 略 ） 6. 契約締結時交付書面の確認を忘れずに 公社債の売買取引が成立すると、当社から<u>契約締結時交付書面が郵送されてきます</u>。ここには取引された公社債の銘柄名（回号）、額面金額、手数料額、受渡し代金などが記載されています。注文の執行に間違いがないか、よくご確認されるとともに、後日、取引の証拠書類となりますので保管しておくことをお勧めします。

■外国証券の国内店頭取引について

新	旧
1. ～ 6. （ 現行どおり ） 7. 契約締結時等交付書面の確認を忘れずに 外国証券の売買取引が成立すると、当社から<u>契約締結時等交付書面が交付されます</u>。ここには取引された外国証券の銘柄名や売買代金等の情報が記載されています。注文の執行に間違いがないか、よくご確認されるとともに、後日、取引の証拠書類となりますので大切に保管されることをお勧めします。	1. ～ 6. （ 省 略 ） 7. 契約締結時交付書面の確認を忘れずに 外国証券の売買取引が成立すると、当社から<u>契約締結時交付書面が郵送されます</u>。ここには取引された外国証券の銘柄名や売買代金等の情報が記載されています。注文の執行に間違いがないか、よくご確認されるとともに、後日、取引の証拠書類となりますので大切に保管されることをお勧めします。